

I 鹿屋市の特定教育・保育施設等の確保方策等方針

1 特定教育・保育及び特定地域型保育事業における提供区域の設定
「市内全域」を区域として設定する。

2 特定教育・保育及び特定地域型保育事業における「量の見込み」の年度別目標数値

項目名	各年度の量の見込み(無償化による影響込み)					備考
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号	1,365	1,324	1,279	1,249	1,233	教育(3歳～5歳)
2号	1,752	1,699	1,642	1,603	1,583	保育(3歳～5歳)
3号	1,539	1,525	1,482	1,442	1,405	保育(0歳～2歳)
量の見込み総数①	4,656	4,548	4,403	4,294	4,221	

3 特定教育・保育及び特定地域型保育事業における「確保方策」の年度別定員数値

項目名	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				備考	
	施設数	1号	2号	3号	施設数	1号	2号	3号	施設数	1号	2号	3号	施設数	1号	2号	3号	施設数	1号	2号	3号		
保育園	14	0	528	382	11	0	402	298	9	0	336	239	9	0	336	239	8	0	305	210	11施設移行予定	
幼稚園	5	800	0	0	3	550	0	0	3	550	0	0	2	370	0	0	2	370	0	0	3施設移行予定	
認定 こども園	保育園移行	22	259	989	854	25	289	1,106	937	27	304	1,172	996	27	304	1,172	996	28	314	1,203	1,025	
	幼稚園移行	5	412	56	122	7	642	76	122	7	642	76	122	8	812	81	127	8	812	81	127	
	小計	27	671	1,045	976	32	931	1,182	1,059	34	946	1,248	1,118	35	1,116	1,253	1,123	36	1,126	1,284	1,152	
小規模保育事業	6	0	0	86	6	0	0	86	6	0	0	86	6	0	0	86	6	0	0	86	定員19人以下施設	
事業所内保育事業	3	0	0	33	3	0	0	33	3	0	0	33	3	0	0	33	3	0	0	33	地域枠定数	
合計	55	1,471	1,573	1,477	55	1,481	1,584	1,476	55	1,496	1,584	1,476	55	1,486	1,589	1,481	55	1,496	1,589	1,481		
確保方策総数②	4,521				4,541				4,556				4,556				4,566					

「確保方策」と「量の見込」の差

項目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
1号	106	157	217	237	263	
2号	△ 179	△ 115	△ 58	△ 14	6	
3号	△ 62	△ 49	△ 6	39	76	
総数の差②-①	△ 135	△ 7	153	262	345	

※保育園から認定こども園への移行が11施設予定されており、1号の定数は今後も増加する計画となる。2号は令和6年度、3号は令和5年度には、定員が量の見込を上回る計画となる。今後、無償化の制度(0歳児～2歳児の完全無償化)が改正される可能性もあり、定員が不足することも考えられることから確保方策については、現行の計画案のままとし、令和4年度に中間見直しを行うこととする。

4 特定教育・保育及び特定地域型保育事業における確保方策

(1) 保育所・認定こども園関係

① 既設保育所・認定こども園の確保方策

○教育部分については、原則どおり定員の範囲内での受入とする。

○新制度では、市で確認の際に設定された「利用定員（認可定員が上限）」の範囲内での受入が原則であることから、認可定員以内で設定した利用定員での入所手続きを目指す。当分の間については**無償化の影響**や潜在的待機児童の対策等を考慮して、保育部分については、定員の弾力化を利用した入所の取扱いとする。

○令和2年度（従来どおりの運用／平成27年度以降の取扱いと同じ）

- ア 1号認定 原則どおり定員の範囲での受入とする。
- イ 2号認定・3号認定 定員の115%以内で運用する。
- ウ 2号認定・3号認定 特別枠については、115%～120%の範囲内で運用する。

○令和3年度から令和7年度

令和3年度以降の定員の弾力化の取扱いについては、無償化後の入所状況等を考慮して判断する。

～参考～（現時点の見直し案）

- ア 1号認定 原則どおり定員の範囲での受入とする。
- イ 2号認定・3号認定 定員定員の110%以内で運用する。
- ウ 2号認定・3号認定 特別枠については、110%～120%の範囲内で運用する。

② 認定こども園への移行による確保方策

- 移行希望調査等の結果に基づき算定した数を参考に設定する。
- 国の指針に基づき、保育所の認定こども園への移行により確保する。

(2) 幼稚園関係

① 認定こども園への移行による確保方策

- 移行希望調査等の結果に基づき算定した数を参考に設定する。
- 国の指針に基づき、幼稚園の認定こども園への移行により確保する。

(3) 地域型保育事業関係

① 地域型保育事業所の確保方策

〇市で確認の際に設定された「利用定員（認可定員が上限）」の範囲内での受入が原則であることから、弾力運用は行わない。

(4) その他 【新規認可等による確保方策】

本計画期間内においては、上記方策「(1)～(4)」を基本に進めることとする。なお、どうしても目標達成が困難な場合には、上記以外の方法（新規参入等）について検討を行う。